

消防隊員用個人防火装備のあり方に関する検討会（第1回）議事要旨

日 時；平成22年6月29日（火）15：30～18：00

場 所；全国町村会館 2階 ホールB

出席者；（順不同、敬称略）

座長：若月 薫 消防大学校消防研究センター

委員：笠井 一治 ミドリ安全株式会社

可知 基 恵那市消防本部

加藤 雅広 東京消防庁

鴻田 秀雄 川崎市消防局

後藤 恭助 財団法人日本防災協会

小林寿太郎 小林防火服株式会社

斉藤 昭一 福井市消防局

新藤 純治 さいたま市消防局

田村 照子 文化女子大学

中西 勲 社団法人日本ヘルメット工業会

藤山 雅美 株式会社赤尾

三橋 卓也 財団法人日本化学繊維検査協会

鷺山 茂雄 共成株式会社

大庭 誠司 消防庁消防・救急課

オブザーバー：樋口 孝利 全国消防長会

松本 充弘 全国消防長会

鹿島 正喜 東京消防庁

小川 孝裕 財団法人日本防災協会

- 議 題；
- 1 今回の検討会の概要について
 - 2 国内の消防隊員用個人防火装備の現状等について
 - 3 消防隊員用個人防火装備を取り巻く国際的な動きについて
 - 4 今後の検討会の方向性等について
 - 5 その他

議 事

- 1 今回の検討会の概要について

【委員意見】

○ガイドラインの見直しが必要となった場合、どのような方法をとればいいのか。

→事務局内で検討し、結果を検討会の中で報告する。

2 国内の消防隊員用個人防火装備の現状等について

【委員意見】

- 防火服の仕様書の調査について、副材のなかで縫製糸だけを抽出した理由は何か。
→防火服の仕様書に定めなければならない項目は多数あるが、その中の1つとして縫製糸を取りあげたものである。縫製糸については、ポリエステル等の燃えやすい素材の糸を使用しているという実態が聞こえてきたため、調査した。

3 消防隊員用個人防火装備を取り巻く国際的な動きについて

【委員意見】

- ISO11613:1999 が再三否決されている原因はなにか。
→ISO11613:1999 は、当初防火服単独で決められていた規格であったが、その後米国規格（NFPA）及び EN 規格において頭先からつま先まで防火装備一式の規格を提案したが、議論の中でそれぞれの国において消防戦術が異なることから、1つの決められた装備を基準化することに異論がでた。
次に、それぞれの国の消防本部は、消防戦術や活動する現場も違うこと、購入方法も異なることから、それぞれの消防本部が自由に装備を選択すべきであって、一式という方法を持ち込まれるべきではない。
以上2点の観点から反対が続いており、否決されているものである。
- ISO11613:1999 の今後の動きに関して、「新規の事業提案として議論することを投票にかける」とあるが、これはいつごろなのか。
→今年の秋口を予定しているが、正式な日程は決定していない。
- 提案が過半数の得票により採用された場合に検討する規格案は、日本で作成したものか、又は ISO の中で検討されたものとなるのか。
→ISO/TC94/SC14 の作業部会（WG2）で作成した案を、各国の国内対策委員会で検討していただき、その後投票をしていただくこととなる。
- 委員会原案（CD）は、どの国が中心となって作成するのか。
→現在、作業部会（WG2）の下部組織としてプロジェクトチームを設置しており、このプロジェクトチームが案を作成している。日本は、一般要求事項の作成においてプロジェクトリーダーをしている。

4 今後の検討会の方向性について

【論点1について委員意見】

- ガイドライン作成にあたり、防火ズボンが服制基準に入っていない。防火服については、上・下式のガイドラインを作成したほうが、装備担当者は、予算要求しやすい。
→作成したガイドラインの位置づけにもよるが、ガイドラインと服制基準が異なるとなれば、検討した上で必要であれば、服制基準の見直しもあり得ると考えられる。

- 財政当局への予算要求も踏まえて、ガイドラインは非常に必要である。
- 今、国際的に日本の考え方を示す必要があり、その上でもガイドラインは必要である。
- ガイドラインの作成に当たり一番重要なのは安全性であるが、現場活動する消防隊員がストレスを感じないような、活動性も重要である。

- ガイドラインの作成に当たっては、生地性能の試験方法、評価の方法及び現在の装備品の水準を踏まえて検討することが必要。
- 論点1の結論として、消防隊員用個人防火装備のガイドラインを作成することとする。

【論点2について委員意見】

- ガイドラインで何を対象範囲とするのか。ガイドラインで、ある一定基準というものと、基準以外の項目で留意したほうがいいものとの仕分けが必要である。
- 新規購入した防火装備の性能がどの程度残っているか。また、どの程度残っているかを確認することが、消防隊員の安全確保の上で重要である。
- ガイドラインの持つべきレベルで、どんな条件を制定するのか1個にするのかそれとも複数のレベルを考えるのかということは、非常に重要である。
- 手袋は耐熱性能が上がれば上がるほど分厚くなり、結果として物を握るなどの人間工学的な損失が発生しやすい。常にメリットとデメリットがあるということを、付帯事項としてガイドラインに含めれば完成度の高いものとなる。
- 保守管理の重要性を指針として明らかにすることは重要である。
- 防火装備の調達に当たって、防火服については基準に沿った物を調達しているが、それ以外の装備品については、手探り状態で、各消防本部とも情報交換を行いながらそれぞれが研究しながら、調達している状況である。
どこの消防本部でも調達できる通常持つべきレベルのガイドライン的なものを策定していただきたい。
- ヘルメット業界としては、標準的な性能値及び試験方法が示されれば、各メーカーも対応は可能である。
- 防火靴業界としては、現状のものを基準とすることは賛成だが、最終的には使用者の使いやすさに立ち戻って決めるべきである。
- 論点2の結論として、検討会の概要の考え方は、資料1及び資料1-2のとおりとする。

【論点3について委員意見】

- 今まで消防活動又は消火戦術面という観点から、個人防火装備の性能に関する研究は今まで行っていない。

○ヘルメット・ブーツは、労働安全のレベルの基準を決めているが、炎と熱に対する基準を決めていないので、世界的には認められない。

○論点3の結論として、ガイドラインの指標の根拠については、これまで日本で使用されている防火装備の使用実績を踏まえ、現行の基準的な防火装備の持ち得る性能を指標とし、海外の基準と比較しながら一定の指標を求めていくこととする。

【論点4について委員意見】

○消防隊員の安全・安心を守るという意味からと、各消防本部が予算要求をする根拠するため、ある程度の拘束力が必要である。

○各消防本部に強制はしないものの、強制力に近いものとするか、告示などの位置づけがいいのではないか。

○ISOに位置づけられるための観点からも検討が必要である。

○消防本部に強制するものではなく、個人装備を調達する際の参考としての位置づけでいい。

○ガイドラインに完全な拘束力があって、その基準さえ満足すればいいとなると、メーカーはそれ以上のことは開発しなくなる。日本の消防隊員用個人防火装備が今の水準にあるのは、消防本部とメーカーそして国の機関が協力してよりよい物を作ってきた結果である。

○消防本部が個人防火装備を調達する際の参考に供するものとするべきと考える。

○ヨーロッパ及びアメリカにおいては、基準を5年に1回改定することが定められている。

技術進歩も凄まじいことから、今回ガイドラインを作成したあとも直しを行わないと、使用者側(消防本部)、供給側(メーカー)にとって不幸である。

○ガイドラインに掲げる性能項目の中で、この項目だけは絶対に譲れないものと、そうでないものの仕分けが必要であり、絶対譲れないところの基準を検討会として作成しておくべきである。

○技術も進歩することから、ガイドラインを作成した後に改正ができないような条件は避けるべきである。

○論点4の結果として、ガイドラインは、基本的に消防本部に強制するものではなく、個人防火装備を採用する際の参考に供することとする。その拘束力等については、今後議論することとする。

今後のスケジュール 第2回検討会は7月下旬に開催予定